

日本農業の崩壊を回避する | 考察

—新時代にそく抜本的改革を要請—



清原 淳平
(勧・協和協会常務理事)

新食糧法下で生じる危険な兆候

戦時体制が前提となつてた食糧管理法が役目を終え、昨年十一月一日から新食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）が施行された。世界的な農産物自由化の流れにそつたものだ。食管制度は消滅し、半世紀にわたつた護送船団方式の農業政策も転換せざるを得ない。コメの流通についても、政府は直接には二割程度しか関与しなくなり、原則自由化された。

価格と品質による競争を通じて、より効率的な生産を行い、消費者需要を一層満足させるような商品を供給した者が利益を得る。つまり、本来的な市場原理の導入である。

当然、ある種の平等原理を最優先させてきた従来とは異なり、競争に敗れ去る者も出てくる。生産構造に深く関わり、指導的役割を担つてきた農業協同組合も改革を迫られている。

私ども「時代を刷新する会」と「協和協会」では、この期にのぞんで平成八年

の販売や農作物を購入する経済事業②銀行の機能を持つ信用（金融）事業③民間の保険会社に相当する共済（保険）事業の三本柱からなる。

いすれも、地域の単位農協—都道府県組織—全国組織の三段階の構造となつており、組合員は農家を中心とした正組合員が約五百五十万人、住宅ローンなど農協のサービスを受けるために加入した準組合員約三百五十万人である。

今日なお、マンモス団体には違いないが、その独占的地位はもはや崩壊し、たとえば複数の農家が都市部のホテルやデパートに売り込みを図つたり、一部の地域においては、農民が農協とは別に組織を設立し、独自に活動を行うケースも散見されつつある。

自由化を見越した“自分流”的動きは、早い所では一年頃から始まつてゐる。農業を活性化する一面は評価されてよいが、一方、いき過ぎたコメ相場が投機を助長し、大混乱を招く危険性もまた無視できない。

一月、橋本龍太郎総理に「自由化の波を受け、国内農業が崩壊の危機に直面する中、農業協同組合を中心とする抜本的改革を早期に遂行して頂きたい要請」を行つた次第である。

ちなみに、姉妹関係にある両会は、それぞれ内部に各種の部会・委員会を設置し、政府・担当大臣に宛てて種々の要請書を作成、提出しているが、「世界を知り日本を知る研究会」による今回のそれは七十六本目に当たる。

ご存知のとおり、農協の事業は①肥料

新食糧法の下で始まつた新しい動きに将来を委ねているだけでは、生産・販売活動が不安定となり、いざという緊急時に周章狼狽し、国民生活に重大な悪影響を与える恐れがある。

したがつて農協は、自己の利益に重点を置き過ぎていた過去を反省し、設立の趣旨である「農家の生産活動の維持・振興・発展」に対しても寄与することに立ち返りながら、自らの生き残りをかけて、安定した供給を維持する経営基盤整備、業務活動の変革を行うべきである。

弱者救済と競争力強化の役割

農協は、弱者救済のための機関にならねばならない。弱者救済の観点から、經營が逼迫する農家に最低限度の所得機会を提供するべく、市場競争力の弱い農産物の買い付けを行うことも考える必要がある。

もとより公益機関としての農協は、農家に対しては所得補償に安住しないよう絶えず生産性・品質向上のための指導・監督を行い、競争力の強化に努めなければならない。短期的には零細農家の救済を目指し、長期的には競争力強化の役割を担うわけである。

具体的には、農業人口の減少、高齢化に歯止めをかける人材の育成が、まず挙げられよう。農業人材バンクの設置や就農へのPR、知識・技能の向上を図る研修機関の設置などが考えられる。

次には生産・販売活動についてである。複数の農協で共同使用可能なカントリーエレベーターの設置、あるいは農機具の頻繁な買い替えによって農家の負担が重くなっている現状を踏まえ、農協自ら農機具を購入し、農家へ廉価で貸するトラクターステーションの整備、農協の体質強化の一環としては、農協の加工物・生産物の販売員養成がある。

また、高付加価値商品の開発、たとえば薬種（ゴオウ・オウレンなど）の栽培の奨励、農家が畜産を行う際、飼料の自家配合の指導、農協が肥料プラントを建設して安全性の基準等をみたした肥料の販売、畜産地域に農協直営の解体センターを設ける——など。

もう一つ、これは、私ども「新農業地域群（アグリポリス）構想」と名づけているのだが、全国に数カ所のモデルを設け、農協の下に組織させた生産法人に、農業用地・加工施設・農業從事者を集約して、一定の規模の混合農業形態で生産活動を行う提案もしている。

鍵を握っているといつても過言ではあるまい。

現在のわが国農業は、残念ながら第二種兼業農家による狭い土地での零細經營によるものが大部分である。農業新時代を迎えて、農業経営の総合的な発展と興を促すためには、生産性・効率性の向上はもとより、思い切った規模の拡大を図らねばならない。

そこで、最大の課題は、土地の譲渡性を緩和することによつて、いかに一定の経営能力を有する組織体に土地を集めるかにかかっている。実際には、農地の売買について農協が中心的位置を占めているので、この点に留意して施策を講じる必要がある。

早急に現行法制における農地譲渡の過度な規制を緩和し、農地の集積を促すため、農業法人・個人農が保有する農地の規模拡大が望まれる。国および自治体は、税制その他の特別措置の検討、実施を急ぐべきである。

たとえば、農地の流動化を著しく阻害する

三番目の施設基盤整備は「備蓄」が主眼である。既存の備蓄設備の難点を補うため、各都道府県ごとに特殊保冷倉庫を建設し、長期間の保存に備えるとともに、農産物価格の上昇・下落を抑える役割を果たす。

加えて、特石法の廃止に対処して、農協が中心となる石油備蓄施設の整備、家の奨励、農家が畜産を行いう際、飼料の自家配合の指導、農協が肥料プラントを建設して安全性の基準等をみたした肥料の販売、畜産地域に農協直営の解体センターを設ける——など。

もう一つ、これは、私ども「新農業地域群（アグリポリス）構想」と名づけているのだが、全国に数カ所のモデルを設け、農協の下に組織させた生産法人に、農業用地・加工施設・農業從事者を集約して、一定の規模の混合農業形態で生産活動を行う提案もしている。

以上は各地域で進められるべき施設の基盤整備であるが、全国的規模の構想として情報ネットワーク・システムの構築も、欠かせないものと考えている。農産物の自由化による国際競争の中で勝ち残るには、全体的かつ長期的な出荷調整、品質管理、在庫管理を進めていく必要性が、今後、増大していくに違いない。情報基盤の充実は不可欠である。現在でも、情報ネットワークはすでに存在しているが、これらは限られた地域

内のシステムに過ぎない。在庫管理などで、全国規模でのデータの流れを扱っている所は皆無だ。

しかし、既存のネットワークの利用者は、その大半が生産意欲旺盛な農家であるため、零細農家の競争力強化には余り効果がない。すべての農家に最新のデータが提供されるようには、農協全体会が、ネットワーク・システムを持つことを急がねばならない。

都道府県中央会にホスト・コンピューターを設置し、各農協の端末機とつなげ、各市場に設置されているコンピューターとラインを結び、出荷直前の値動きや競合状況を、素早く入手できる仕組みである。出荷調整は、格段の効果をあげるはずだ。

都道府県中央会にホスト・コンピューターを設置し、各農協の端末機とつなげ、各市場に設置されているコンピューターとラインを結び、出荷直前の値動き

ターゲットとする。そこで、大規模経営のメリットも大切な要素である。それを実現するのは農地売買の緩和であり、農地対策は農業経営発展の

望まれる農地譲渡の規制緩和

農業の国際競争力を強化する方策として、大規模経営のメリットも大切な要素である。それを実現するのは農地売買の緩和であり、農地対策は農業経営発展の

内でのシステムに過ぎない。在庫管理をする「農業所有権」の概念を定立すべき時ではあるまい。

なお、前述した農協三事業のうち残る信用事業、共済事業については、その健全経営の復活を図るために、信用事業は農林中央金庫に移管、共済事業は民間の保険会社でも十分可能であるとみている。目下の国会で、住専（住宅金融専門会社）問題は六千八百五十億円の公的資金投入をめぐって与野党が激突し、世論の抵抗も厳しい。そのターゲットの一つが農林系金融機関である。

農協にとって本来、信用・共済事業はあくまで副次的なもので、立法の趣旨からしても、農家の生産活動の維持・振興・発展に専心することで足りる。プロパード建てで設けることも考えられる。

また、わが国農業の技術革新による成果が、法制面の不備を衝かれて、いつの間にか海外に「移植」されているケースも少なくない。折角、高付加価値商品を開発しても、これではメリットが少な

ある。（二月二十三日談・文責在記者）